

司法書士による 賃貸住宅トラブル 無料相談 受付中

(国土交通省補助事業「住宅セーフティネット基盤強化推進事業」)

敷金を返して
もらえない

退去しなければ、
鍵を替えて家財道具を
すべて処分すると
言われた

何か月も
家賃を支払って
もらえない

等、住宅の賃貸借契約に関する
法的トラブルに関する相談であれば何でもご相談に乗ります。

(但し、紛争の価額が140万円以内の事案に限ります。)

実施期間：平成23年 12月16日～平成24年 2月29日
相談方法：司法書士と、電話又は面談による無料相談
問合せ先：滋賀県司法書士会

☎077-525-1093

(受付時間 平日午前9時～12時、午後1時～5時)



相談の結果、当会の調停センター「和」、簡裁代理業務等について受任の可能な司法書士、その他の紛争解決機関などをご紹介します。

滋賀県司法書士会

検索